令和3年9月14日(火曜日)

議事日程 第3号

令和3年9月14日(火曜日)午後2時30分開議

日程第 1 陳情の審査報告

日程第 2 認定第 1号 令和2年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 2号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 3号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 4号 令和2年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 5号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

日程第 7 認定第 6号 令和2年度玉村町水道事業会計決算認定について

日程第 8 認定第 7号 令和2年度玉村町下水道事業会計決算認定について

日程第 9 開会中における所管事務調査報告

日程第10 閉会中における所管事務調査の申出

本日の会議に付した事件

日程第 1 陳情の審査報告

日程第 2 認定第 1号 令和2年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 2号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 3号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 4号 令和2年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 5号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

日程第 7 認定第 6号 令和2年度玉村町水道事業会計決算認定について

日程第 8 認定第 7号 令和2年度玉村町下水道事業会計決算認定について

日程第 9 開会中における所管事務調査報告

日程第10 閉会中における所管事務調査の申出

追加日程第1 議案第56号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

追加日程第2 同意第 4号 教育委員会委員の任命について

追加日程第3 玉議第 3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意

見書の提出について

出席議員(13人)

1番 小 林 一 幸 君 2番 新 井 賢 次 君 3番 利 幸 君 4番 均 君 原 月 田 浩 一 5番 渡 邉 俊 彦 君 6番 柳 沢 君 7番 石 内 國 橋 茂樹 雄 君 8番 髙 君 9番 武 久 保 留美子 浅 見 志 君 10番 君 11番 宇津木 治 宣 君 12番 備前島 久仁子 君

13番 三 友 美惠子 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

長 町 石 川 眞 男 君 副 町 長 古 橋 勉 君 長 之 君 総務課長 教 育 角 \blacksquare 博 萩 原 保 宏 君 企 画 課 長 大 堀 泰 弘 君 税務課長 智 志 君 丸山 健康福祉課長 孝 司 君 子ども育成課長 中 野 利 岩 谷 宏 君 住 民 課 長 齌 藤 善 彦 君 環境安全課長 柳 功 君 髙 経済産業課長 恭 君 都市建設課長 齌 藤 橋 茂 君 髙 会計管理者 上下水道課長 金子忠雄 君 舛 田 昌 子 君 兼会計課長 学校教育課長 根 岸 真早子 君 生涯学習課長 宇津木 雅 彦 君

事務局職員出席者

議会事務局長 田村 進 庶務係兼 闘部 敦

〇開 議

午後2時30分開議

◇議長(三友美惠子君) ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、 これより本日の会議を開きます。

○日程の追加について

◇議長(三友美惠子君) 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました3議案が 提出されました。

本日午前11時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加3議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、追加3議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

〇日程第1 陳情の審査報告

◇議長(三友美惠子君) 日程第1、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号2、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出を求める陳情書を 議題といたします。

 $--- \diamond ---$

この陳情につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

月田均総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 月田 均君登壇〕

◇総務経済常任委員長(月田 均君) 総務経済常任委員会陳情審査報告。

「陳情受理番号2、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出を求める陳情書」 についての審査報告。

陳情趣旨。日本政府は、2017年7月7日国連で採択され、2021年1月22日発効された核 兵器禁止条約に直ちに署名、批准し、唯一の被爆国として核兵器全面禁止・廃絶責務を果たすよう、 総理大臣・外務大臣宛てに意見書の提出を陳情します。

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連加盟国の3分の2に当たる122か国の賛成で採択され、国連創設デーの2020年10月24日、発効に必要な50か国の批准を達成し、2021年

1月22日に発効されました。

条約は前文で、「ヒバクシャの許容しがたい苦しみと被害に留意し」「核兵器のいかなる使用も人道の原則に反する」と明記し、開発、実験、生産、保有、使用、と威嚇まで、核兵器に関わるあらゆる活動を全面的に禁止しています。

下段のほうに移ります。世界が核兵器廃絶へ大きな一歩を踏み出す中、日本政府は「保有国と非保有国を分断するもの」などと、核兵器禁止条約に反対し続けています。「唯一の戦争被爆国としての核兵器廃絶をリードする」と言いながら、核兵器廃絶への道筋を示した核兵器禁止条約に背を向ける日本政府の姿勢は、国際的にも厳しく批判されています。世論調査では7割の国民が日本は核兵器禁止条約に参加するべきだとしています。国際社会と国民の声に応え、日本は直ちに核兵器禁止条約に署名・批准し唯一の戦争被爆国としての役割を果たすときです。

五百九十余の地方議会が国に核兵器廃絶への参加を求める意見書を採択しています。玉村町においてもぜひ意見書を提出していただくよう、お願いいたします。

審査経過。全委員から意見を求めた結果、全ての委員から趣旨採択とすべきものとする意見がありました。なお、審査経過は、以下に記載するとおりです。

委員の主な意見。柳沢委員、日本は唯一の被爆国ですから、本来であれば、核に反対するのが道理 と思いますが、米国をはじめとする各国との関係もあり、批准をしていないということであると思い ますので、趣旨採択が妥当と思います。

髙橋委員、国で相当慎重に審議していると思いますので、趣旨採択がよいと思います。

備前島委員、地方議会というよりも、国会で審議していただければと思いますので、趣旨採択がよいと思います。

表決。本陳情は採決の結果、趣旨採択とすべきものとなりました。 以上です。

◇議長(三友美惠子君) 総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(三友美惠子君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。 これより本陳情に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより本陳情に対する表決を行います。

総務経済常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。

委員長の報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

〇日程第2 認定第1号 令和2年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

- 〇日程第3 認定第2号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて
- 〇日程第4 認定第3号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について
- 〇日程第5 認定第4号 令和2年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て
- 〇日程第6 認定第5号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決 算認定について
- 〇日程第7 認定第6号 令和2年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 〇日程第8 認定第7号 令和2年度玉村町下水道事業会計決算認定について
- ◇議長(三友美惠子君) 日程第2、決算特別委員会に付託しました認定第1号 令和2年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8、認定第7号 令和2年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまでの7議案を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第2、認定第1号から日程第8、認定第7号までの7議案を一括議題とすることに決 定いたしました。

決算特別委員長より認定第1号から認定第7号までの審査報告を求めます。

原利幸決算特別委員長。

〔決算特別委員長 原 利幸君登壇〕

◇決算特別委員長(原 利幸君) それでは、委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定 により報告します。

認定第1号 令和2年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定とします。

理由、内容は妥当なものと認める。

認定第2号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定とします。理由、内容は妥当なものと認める。

認定第3号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、 認定とします。理由、内容は妥当なものと認める。

認定第4号 令和2年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定と します。理由、内容は妥当なものと認める。

認定第5号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定とします。理由、内容は妥当なものと認める。

認定第6号 令和2年度玉村町水道事業会計決算認定について、議決の結果、認定とします。理由、 内容は妥当なものと認める。

認定第7号 令和2年度玉村町下水道事業会計決算認定について、議決の結果、認定とします。理由、内容は妥当なものと認める。

以上でございます。

◇議長(三友美惠子君) 決算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより決算特別委員長に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

以上で決算特別委員長に対する質疑を終了いたします。

これより討論、表決に移ります。

討論、表決は各会計別に行います。

最初に、日程第2、認定第1号 令和2年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することと決定いたしました。

日程第3、認定第2号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第4、認定第3号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第5、認定第4号 令和2年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第6、認定第5号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定とすることに決定いたしました。

日程第7、認定第6号 令和2年度玉村町水道事業会計決算認定についてに対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定とすることに決定いたしました。

日程第8、認定第7号 令和2年度玉村町下水道事業会計決算認定についてに対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定とすることに決定いたしました。

〇日程第9 開会中における所管事務調査報告

◇議長(三友美惠子君) 日程第9、各常任委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

〇日程第10 閉会中における所管事務調査の申出

◇議長(三友美惠子君) 日程第10、閉会中における所管事務調査の申出を議題といたします。 各委員長から玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

〇追加日程第1 議案第56号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

◇議長(三友美惠子君) 追加日程第1、議案第56号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長(石川眞男君) 議案第56号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めるため議決を求めるものでございます。

本案は、令和3年7月29日午前11時頃、南玉1071番31先、町道2618号線上において相手方が車両を歩道に乗り上げ駐車しようとしたところ、歩道上に設置されたグレーチングが通過した際の衝撃で立ち上がり、車両を損傷したものであります。

損害賠償額でありますが、車両の修理費用の一部として3万3,297円を支払い、示談し、和解するものであります。なお、損害賠償額は町が加入している保険から直接支払われます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長(三友美惠子君) 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇追加日程第2 同意第4号 教育委員会委員の任命について

◇議長(三友美惠子君) 追加日程第2、同意第4号 教育委員会委員の任命について。 これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長(石川眞男君) 同意第4号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本案は、教育委員であります田中美鶴様が9月30日をもちまして任期満了を迎えます。田中様におかれましては、3年9か月間、教育行政のみならず町政全般にわたり大変ご尽力いただき、本町の発展に寄与されましたこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

このため、本案は、田中様の後任に玉村町大字飯塚334番地2にお住まいの井上景子様を任命い

たしたく、ご提案させていただくものでございます。

井上様の経歴をご紹介いたします。井上様は玉村町で生まれ育ち、平成12年大学をご卒業され、 就職後ご結婚されました。現在、子育ての傍ら、上陽小学校の読み聞かせボランティアや幼稚園、小 中学校のPTA役員を歴任され、児童生徒の健全育成に貢献されております。また、現在4人の子供 たちの様々な活動を応援する日々ですが、コロナが終息し時間に余裕ができたら旅行に行きたいと申 しておりました。学生時代は国内外へ旅行をしていたとのことです。

井上様は、「教育とは、幸せを感じることのできる人間を育てること。知識や教養、論理的思考も 大事ですが、それと同様に同世代、異世代の中で喜怒哀楽といった人間ならではの感情を経験するこ とが大事」という考えをお持ちであり、教育委員として適任であると考えております。

なお、平成20年4月1日に地方行政の組織及び運営に関する法律が改正され、現に教育を受けている子供を持つ保護者を教育委員に含めることが義務化されており、井上様におかれましては、小中学校に子供さんが在籍されておりますことを申し添えます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長(三友美惠子君) 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(三友美惠子君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇議長(三友美惠子君) 暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時52分再開

◇議長(三友美惠子君) 再開いたします。

〇教育委員会委員挨拶

◇議長(三友美惠子君) ただいま教育委員会委員の任命に同意されました井上景子氏が議場に見えておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

〔教育委員会委員 井上景子君登壇〕

◇教育委員会委員(井上景子君) このたび教育委員に就任することになりました飯塚の井上景子で ございます。議会の皆様にご賛同いただき、心より感謝申し上げます。それと同時に、その責任の重 さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

昨年度より感染症の影響で、子供たちは休校や分散登校、数々の学校行事の中止を強いられています。努力が報われず、悔しい思いをしている子もたくさんいます。しかしながら、その中でも子供たちは先生方や地域の皆さんに支えられ、たくましく、しなやかに成長し続けています。私自身も玉村町で生まれ、玉村町で育ち、地域の方々に温かく見守っていただき、道を踏み外すことなく成長できたこと、深く感謝しております。

親になって気づいたのですが、玉村町のよいところは地域の人たちと一緒に子供たちを育てていると実感できるところだと思います。今まで地域の方々に育てていただいたことへの感謝を胸に、微力ではございますが、次世代に還元できるよう精進していきたいと思っております。次世代を担う子供たちの柔軟性と意欲を信じ、共に学び成長することで、今の子供たちに本当に必要な教育の在り方を考えていく所存です。

若輩者ではございますが、今後とも皆様のご教示、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。言葉は整いませんが、お礼のご挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

◇議長(三友美惠子君) 井上景子氏には、教育委員会委員として玉村町の教育行政のために大いに活躍されますようご期待申し上げます。本日は、お忙しいところご苦労さまでした。ありがとうございました。

·	<u></u> ♦
◇議長(三友美惠子君)	暫時休憩いたします。
午後2時55分休憩	
午後2時55分再開	
◇議長(三友美惠子君)	再開いたします。

〇追加日程第3 玉議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充

実を求める意見書の提出について

◇議長(三友美惠子君) 追加日程第3、玉議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方 税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

8番髙橋茂樹議員。

[8番 髙橋茂樹君登壇]

◇8番(高橋茂樹君) それでは、玉議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源 の充実を求める意見書の提出について提案理由をご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、住民生活への不安が続いております。こうした中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・ 減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対 応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であると考えます。

本案につきましては、議会運営委員会で審査した結果、私が一議員として提出者となり、全委員を 賛成者として提案させていただくこととなりましたので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願 い申し上げます。

◇議長(三友美惠子君) 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

「「なし」の声あり〕

◇議長(三友美惠子君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○字句等整理委任について

◇議長(三友美惠子君) お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その 他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議あり ませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美惠子君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することと決しました。

$\overline{\hspace{1cm}}$

〇町長挨拶

◇議長(三友美惠子君) 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長(石川眞男君) 令和3年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、9月1日に開会され、本日までの14日間、当初の25議案並びに追加の2議案を慎重にご審議いただき、全ての議案につきましてご議決、ご承認賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年度の決算認定につきましては、それぞれの会計において貴重なご意見、ご提言をいただきましたので、今後の執行に当たり十分留意してまいりたいと思います。また、一般質問において議員の皆様方よりご指摘、ご提言いただきましたことにつきましても、十分その意を酌み、今後の行政執行に役立ててまいりたいと考えております。

さて、在任中幾多の功績を残されました議員各位の任期も、残すところ1か月余りとなりました。 この4年間の議員各位のご協力に対し心から御礼申し上げますとともに、町民の福祉と町発展のため に注がれた皆様方のご尽力に深く敬意を表する次第であります。

今月28日には町議会議員選挙が告示され、10月3日には投票が行われます。今回の選挙に立候補されます皆様におかれましては、明るく正しい選挙運動の下にご奮闘され、再び本議場でお会いできますことを心より念願いたす次第であります。

また、10月22日の任期満了によりご勇退になられる議員におかれましては、長い間議員としての重責を全うし、町のためご活躍されましたことに対し、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。これからも健康に留意され、よりよいまちづくりのため、議会での経験を生かし、今後もお力添えをいただければ幸いと考えております。

現在、今月12日までとしていた新型コロナの緊急事態宣言は、群馬県を含めた19都道府県につ

いて今月30日まで延長されることになりました。最近になってようやく全国的に新規感染者は減少傾向となり、群馬県や本町においても同様の傾向が続いていますが、一旦気を緩めると再拡大しかねない大変厳しい状況が続いています。これまでの取組やワクチン接種の推進が功を奏し、少しでも早く経済が回復し、平穏な日常が一日も早く戻ることを切に願うところです。

結びに、新型コロナ対策をはじめとする町の諸課題の解決と諸事業の推進のため、これからも議員の皆様方から多くのご提案やご協力をいただきますようお願い申し上げるとともに、皆様方の今後ますますのご健勝とご多幸をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

〇議長挨拶

◇議長(三友美惠子君) 令和3年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月1日に開会し、本日までの14日間にわたり、条例改正や令和3年度の補正予算等の重要な議案、また令和2年度の決算認定において活発な審議がなされるとともに、一般質問においても5人の議員が様々な観点から町政全般をただし、私どもの任期の最後を飾るにふさわしい意義ある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

このたび任期をもって退任される議員各位におかれましては、町政発展のためご尽力いただき、感謝を申し上げるとともに、今後は健康に留意され、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

また、10月3日の玉村町議会議員選挙に向けて立候補を予定されている議員各位におかれましては、この議場で再会できることを心より念願いたします。

結びに当たり、町長をはじめ職員各位には、玉村町議会の今日までの4年間において、議会からの政策提言をはじめ、議員各位からの意見を十分尊重され、今後のまちづくりに反映されますことを要望するとともに、いまだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済の回復、そして住民福祉のためにその重責を全うされますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。

〇閉 会

◇議長(三友美惠子君) これをもちまして、令和3年玉村町議会第3回定例会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。

午後3時4分閉会